

令和5年度
公立大学法人山形県立保健医療大学
年度計画

令和5年3月

公立大学法人山形県立保健医療大学

目 次

第1 年度計画の期間	1
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の内容	1
(2) 教育の実施体制の充実	2
(3) 地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進	3
(4) 学生の受入れ	4
(5) 学生支援の充実	5
2 研究に関する目標を達成するための措置	6
(1) 県との連携	6
(2) 質の高い研究活動の推進	6
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	7
(1) 地域への優秀な人材の輩出	7
(2) 教育研究成果の地域への還元	8
(3) 医療機関関係者へのリカレント教育の充実・強化	8
(4) 県民への学びの機会の提供	8
(5) 他大学との連携	9
(6) 高等学校等との連携	9
(7) 大規模災害等発生時の協力	9
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	9
(1) 国際感覚の涵養	9
(2) 海外との交流促進	10
(3) 新たな国際交流の推進	10
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	10
(1) 外部人材の登用	10
(2) 学内委員会の見直し	10
2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	10
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	10
(1) 人材の確保	10
(2) 人材の活用	10
4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置	11
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	11
(1) 弾力的な予算編成・執行	11

(2) 自己収入の確保	11
(3) 大学基金造成の検討	11
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	11
(1) コスト削減意識の徹底	11
(2) 事務経費の削減	11
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	11
(1) 計画的な施設等の維持管理	12
(2) 環境負荷及びコストの低減	12
(3) 手許資金の運用	12

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	12
(1) 評価内容の見直し・改善	12
(2) 内部質保証の充実	12
(3) 評価結果の公表	12
2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置	12
(1) 広報の強化	12
(2) 多様な機会の活用	12
3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	12
(1) 積極的な情報公開	12
(2) 適切な管理	13

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置	13
(1) 危機管理体制の充実強化	13
(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持	13
(3) 情報資産のセキュリティ確保	13
2 人権に関する目標を達成するための措置	14
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	14
(1) コンプライアンスの徹底	14
(2) 不正防止対策の強化	14
(3) 監査の活用	14
4 SDGs（持続可能な開発目標）への取組に関する目標を達成するための措置	14

第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算	15
2 収支計画	16
3 資金計画	16

第8	短期借入金の限度額	
1	短期借入金の限度額	17
2	想定される理由	17
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	17
第10	剰余金の使途	17
第11	山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める 業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画	17
2	人事に関する計画	17
3	積立金の使途	17
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	17

第1 年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容

① 養成すべき人材

ア 学部教育

- ・令和4年度卒業生を対象に、卒業後半年経過した時期にWeb調査を実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握し、教育の課題を抽出する。引き続き、学科において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき教育内容に沿った授業を行う。
- ・成績評価や単位認定、進級及び卒業判定が公正適切に行われない課題があれば、対応する。
- ・GPAが教員と学生の双方に効果的に活用できる方法を検討する。
- ・ポートフォリオ等、学生が自ら自己の学修成果を振り返る指導方法を各科目で検討・実施する。
- ・教員相互の授業評価の意義について教員の認識を深める機会を設けるとともに、より良い授業評価（参観）を実施しやすくするため、授業評価（講義訪問）とする。
- ・多職種連携の実践力を高めるため、多職種連携に関する専門基礎科目及び基礎科目の内容の充実を図る。

イ 大学院教育

- ・修士生を対象にした、修了時に教育目標の達成度を調査する学修評価アンケートを実施し、到達目標の達成や公平で厳格な成績評価に向け、検討すべき点を抽出し、課題があれば対応する。
- ・各分野にTAやRAの活用を進め、TAやRAによる大学院生の能力向上の効果を確認する。
- ・大学院生の国内外への論文投稿や学会参加を必要に応じて支援する。
- ・大学院生の国際性を涵養する教育内容や方法を、各分野や科目で工夫する。
- ・研究能力向上に関するFD・SD研修会等に、大学院生も参加できる機会を設ける。
- ・研究の質の向上に向け、分野ごとの主・副研究指導教員による指導のほか、必要に応じて他領域や他分野の教育が分野横断的なアドバイスをする機会を設ける。
- ・大学院在学中及び大学院修了後は、研究結果を速やかに学会発表し、3年以内をめどに論文投稿するよう指導する。
- ・公平で厳格な論文審査に向け、検討すべき点を抽出し、課題があれば対応する。
- ・ホームページをはじめ各種媒体及び大学ランキング等の各種調査を通じて、本学の優位性について積極的にアピールする。

② 実践的な教育の推進

ア 地域ニーズを踏まえた授業

- ・県をはじめ市町村、医療機関、関係機関との意見交換等の機会を通して、保健・医療・福祉に関する地域のニーズや課題等を把握し、授業内容に反映する。
- ・実習指導における、実習指導者の能力向上を図るとともに、と実習施設との連携を強化する
- ・研究や実践活動の教育内容への反映方法について、FD・SD研修会等を通して教員の認識を深める。

イ 教員の能力向上

- ・今日の大学及び大学院教育に必要な能力の向上を図るFD・SD研修会を企画・実施する。

ウ 外部実践者の配置

- ・効果的な教育を行うため、必要に応じて非常勤講師等を配置する。

③ 教育の改善

- ・教学マネジメント体制の確立に向け、現在の課題を抽出するとともに、令和5年度に導入・構築する新しいシステムが効果的に活用できる方策を検討する。
- ・卒業生を対象に、ディプロマ・ポリシーの達成度等の調査を実施する。卒業生の勤務先から勤務状況等の情報を収集する方策を検討する。

④ 新たなニーズに対応する教育の推進

ア 高度専門資格を有する看護師の要請

- ・アクションプラン実現の基盤として、高度専門資格を持つ看護師の活動実績や今日的課題について広く情報収集し、検討課題を集約する。また、大学および大学院教育において高度専門資格を持つ看護師と学部生・大学院生が交流する機会を設けたり、ウェブサイト上で高度専門資格を持つ卒業生を紹介する。

イ 専任教員の養成

- ・看護実践研究センターのリーフレットやウェブサイトで見習い等養成所専任教員の実績について周知する。さらに、山形県看護協会と連携し、修了生の活躍をウェブサイト等で紹介する。

(2) 教育実施体制の充実

① キャリア支援

ア キャリア支援

- ・キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等により、学生の進路選択のための支援を行うとともに、模擬面接や履歴書等の添削指導により、就職試験のための支援を行う。
- ・初年次教育の課題を抽出するための、評価方法を検討し、初年次教育に対する学生の反応を丁寧に把握する。

イ 国家資格試験及び就職状況の向上

- ・国家試験に向けて、模擬試験や補講の企画・実施について学生とともに検討し、担任や担当教員が中心となり卒業生の意見も参考にしながら必要に応じて面談等を実施するほ

か、学科間の情報共有を通してより効果的な国家試験対策を検討していく。また、休日の講義室の開放について学生へ周知し、学習環境を提供する。

ウ キャリア支援センターの機能拡充

- ・キャリア支援連絡調整会議（仮称）を立ち上げ、各学科・事務局がそれぞれ行っている支援について情報共有を行う。

エ 県内医療機関施設との連携

- ・県内医療機関・施設等と情報交換等を行うとともに、求められている人材について把握する。
- ・キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等の中で、本学出身者以外の専門職等の講演、意見交換の場を設ける。

② 教育環境

ア 施設・設備の整備

- ・教育指導や研究に使用する施設・設備・機器について、適切な管理を行うとともに、更新時期を迎えたものは、計画的に整備・更新する。また、新たなニーズに対し、必要な検討を行う。

イ ICTの活用

- ・情報ネットワークシステムの安定的稼働を確保するとともに、端末やWi-Fiをはじめとする更新後の学内情報システムの利用に関するアンケートを実施し、満足度や課題等の把握を行い、よりよい環境にするための検討を行う。
- ・整備されたWi-Fi環境を活用した学習支援のためのICTツール活用例を収集し、情報提供する。

ウ 図書館の充実

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、医療従事者以外の一般の学外者の利用再開に向けて検討を行う。引き続き、希望図書リクエスト、レファレンスサービス等の充実を図り、図書館利用者の増加に繋げる。また、資料価値の低下した資料の精査を進め、開架スペースを確保につなげていく。
- ・利用者に対して、適時図書館オリエンテーションや文献検索方法の説明を行う。また、文献検索の講習会を引き続き実施し、文献検索への理解向上を図る。

(3) 地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進

- ・やまがた社会共創プラットフォーム協議会の構成団体として、県内大学生の地元定着率向上に向けた取組に協力する。

① 在学中の取組

ア 地域についての理解促進

- ・学生の地域定着に係る意識を醸成するため、地元の保健・医療・福祉について学ぶ授業を実施する。
- ・キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等の中で、本学出身者以外の専門職等の講演、意見交換の場を設ける。

イ 県及び県内医療機関・施設との連携

- ・キャリア支援セミナーや卒業生との交流会の開催などにより、地元の保健・医療・福祉の現場について学ぶ機会を確保する。
- ・学生の県内医療機関・施設への就業に繋げるため、県内の幅広い実習先の確保に努める

ウ 県外就職要因の分析

- ・県外就職者へのアンケートや模擬面接の機会を通して、就職理由等の情報収集を行う。

② 卒業後の取組

ア キャリアアップ支援

- ・卒業生を母校へ招くホームカミングデーや学部授業に卒業生を講師として招く教育活動を活用し、卒業生の質の向上や学部生との交流を促進し、県内定着につなげる。
- ・県内でもスキルアップが可能であることについて、学生に対して周知を行う。

イ U・Iターンの促進

- ・引き続き県外就職者のU・Iターン促進のため、卒業生に対して情報提供する手法や体制について検討を行う。
- ・県外出身学生が県内に就職した際のフォローアップ体制の構築やインセンティブの付与などについて、県の担当課やプラットフォームとの意見交換を継続する。

(4) 学生の受入れ

① 優秀な学部生の確保

ア 本学の特色の発信

- ・入学生を対象に、令和4年度と同様の内容で調査を実施し、オープンキャンパスの内容と方法の検討に活用する。
- ・ブランド力の向上を図る手法を検討する。
- ・リニューアルされたホームページを活用し、本学PR（就職・進学情報、入試情報、在校生の学生生活、教員の研究・活動情報（リサーチ・マップの活用を含む）、卒業生の活躍状況 等）の充実を図り、情報発信を強化していく。
- ・学校説明会などの本学の情報を発信できる機会への参加依頼は、可能な限り対応する。
- ・対応形態は、訪問を基本とするものの、会場が遠方である場合や、説明会の開催内容に合わせて、パンフレット配布や、Web オープンキャンパスの閲覧など、効率的な対応方法も検討する。
- ・対面と Web のそれぞれのメリットを活かし、本学の魅力が伝わるようなオープンキャンパス等の開催を検討する。
- ・令和5年度「やまがた健康フェア」のイベントでの開催が予定された場合、引き続き実行委員として関わりつつ、イベントを通じて本学のPRにつなげる。

イ 入試制度の改善

- ・高校訪問を行い、令和4年度実施の入試に対する反応等を情報収集する。公平で厳格な入試を保持すべく、学生募集要項や選抜試験実施要項等の不断の見直しを行う。

ウ 小中学生に対する取組

- ・小中学生の授業の一環として、大学見学の依頼があるものは、可能な限り受け入れる。
- ・小中学生に働きかけるための効果的な手法や他機関との連携方法を引き続き検討する。
- ・小中学生に「医療専門職」をわかりやすく説明したコンテンツをウェブサイトに掲載する。

② 優秀な大学院生の確保

ア 本学の特色の発信

- ・教員および大学院生・学部学生の研究報告及び活動報告を積極的に広報するため、本学ウェブサイト(ホームページ)の教員紹介でリサーチマップ活用の推進を継続して行う。研究報告及び活動報告を公式 SNS および本学ウェブサイト(ホームページ)の新着情報を活用し積極的な PR を推進する。
- ・関係機関に対し随時、本学大学院進学の特長等について周知する。
- ・大学院案内を刷新し、大学院生の活躍等を掲載する。
- ・学部生の年度当初ガイダンスの中で、大学院進学について説明するとともに、院生との交流の機会を設ける。
- ・臨地実習先の施設職員等に対し、適任者がいる場合は、本学大学院への進学を働きかける。

イ 受入体制の充実

- ・社会人学生が仕事と学業を両立できるよう、遠隔による授業や研究指導を積極的に取り入れる。
- ・進学を希望している社会人が、経済的な理由により進学をあきらめることがないように、引続き利用可能な支援制度を紹介する。

(5) 学生支援の充実

① 学修支援

ア シラバスの充実

- ・令和5年度に導入作業を行う教務システムに電子化されたシラバスを盛り込むこととしている。掲載項目や表示内容の検討を行い、令和6年度稼働を実現する。
- ・学生が理解しやすいシラバスとなるよう、課題を抽出し、課題があれば対応する。

イ 指導・助言による支援

- ・各学科の学年担任を中心に学生の履修状況等を把握し、必要に応じて随時面談を実施する等、学生の状況に応じたきめ細かな指導・助言を行う。
- ・GPAなどの情報から学修状況に問題がある学生を早期に発見し、学科及び学内関係者で情報を共有し、円滑な学修に向けて早期に必要な支援を実施できるような体制を整備する。

ウ 相談体制の充実

- ・学生相談室、オフィスアワー制度を継続して実施することにより、学生に対し教職員へ気軽に学習等の相談ができる環境を提供する。

エ 多様なニーズに対応する環境整備

- ・本学における学修支援制度について、年度当初のガイダンスで新生に周知するとともに、合理的配慮が必要な学生が支障なく学修や研究に取り組めるよう、教職員に対して研修会を実施する。

オ 学生の声の反映

- ・意見箱に寄せられた学生の意見などにより、学生のニーズに沿った学習環境の充実を図る。

② 生活支援

ア 生活上の相談体制の充実

- ・学生相談室、担任教員や保健室職員等による学内の相談体制に加え、臨床心理士の資格を持った学外カウンセラーを配置し、学生からの相談に応じる。また、必要に応じ専門機関を紹介するとともに、学生が気軽に相談できるよう各種制度について広く周知する。
- ・担任教員が学生の不安や悩み事について、年度当初や定期的に学生と面談する機会を設け、速やかに必要な支援を行う。

イ 奨学金等の活用

- ・成績が優秀でありながら学資等が十分でなく就学が困難な学生に対しては、一定の条件のもと、授業料減免等の制度を活用し支援する。また、新型コロナウイルスの影響に対し、国の緊急給付金等の制度や本学教育振興会の取組を活用し、支援・充実に努める。

ウ 自主的活動への支援

- ・学生の自治会活動、学園祭の開催、サークル活動等については、新型コロナウイルスに関する国や県が示す対応方針を基本としつつ、実習先との関係にも対応できるよう随時、活動内容や開催方法等について学生と意見交換しながら進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 県との連携

① 地域課題の解決

- ・県内各層との意見交換等を通して、保健・医療・福祉に関する地域の課題を的確に把握し、個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究、受託研究を行う「取組の在り方」について現状を点検し、より良い在り方を検討する。
- ・教育指導に使用する施設・設備・機器について、定期的に点検し、維持・修繕を行うとともに、更新時期を迎えたものは、計画的に整備・更新する。
- ・研究活動の推進に必要な施設、機器等の整備について、学科及び事務局の予算スケジュールによる計画的整備を補完するシステムの在り方について検討する。
- ・共同研究発表会や教員セミナーなど、研究水準の向上につながる取組の在り方について点検・検討し、より良い展開を図る。
- ・アクションプラン推進の基盤として、本学における研究活動推進について、教員の意見を広く求める方法を検討・実施し、研究活動の促進・阻害要因を探究する。
- ・研究活動においては、上記の地域課題の解決のみにこだわることなく、外の「知」を積極的に取り入れることにより、研究成果を全国、世界に発信し、結果として、地域の発展に結びつけられるシステムの構築に向けた方策を検討する。

② 行政における研究成果の活用

- ・紀要「山形保健医療研究」への投稿論文の適切な査読を実施し発行する。
- ・本学の教員による研究の成果等について、本学ウェブサイトへの掲載や業績集の発行等を通して広く公表し、その活用を促進する。

(2) 質の高い研究活動の推進

① 外部研究資金獲得

ア 外部資金獲得力の強化

- ・文部科学省科研費の申請スケジュールが来年度さらに前倒しになる予定であり、情報提供を行い、確実に申請できる環境を整備する。

- ・科研費等の獲得に向けたFD・SD研修会又は教員研究セミナーを企画・実施する。個人研究費の配分方法・配分額、業績評価への反映等についての意見集約の方法を検討する。
- ・科研費を獲得した教員への個人研究費の加算を継続する。

イ 支援の充実

- ・本学と同規模の公立大学における外部資金獲得の支援体制について情報収集し、本学に相応しい在り方を検討する。
- ・競争的資金及び共同研究等の情報収集・提供について、学内メールや図書館を有効に活用する。
- ・科研費獲得に向けた各学科の取組の在り方を点検し、より良い方法を検討する。

ウ 研究水準の向上

- ・本学の教員による研究の成果等について、本学ウェブサイトへの掲載等を通して広く公表し、その活用を促進する。

エ 倫理教育

- ・研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の新たな動向を踏まえた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策を推進する。
- ・被験者及び研究者保護を徹底するため、学外の有識者を含めた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。

オ 評価による検証

- ・共同研究発表会や教員セミナーなど、研究水準の向上につながる取組の在り方について点検・検討し、より良い展開を図る。教員セミナーにおいて研究倫理に関する内容を取上げる。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域への優秀な人材の輩出

① 在学中の取組

ア 卒業生の活用

- ・県内医療機関・施設等と情報交換等を行うとともに、求められている人材について把握する。【再掲】
- ・キャリア支援セミナーや卒業生との交流会などの実施を通して、県内定着の必要性や意義について教員の理解を深める。

イ 地域社会への参画

- ・県内医療機関・施設等と情報交換等を行うとともに、求められている人材について把握する。【再掲】
- ・学内教員に対し、県内定着の必要性や意義についての周知を図る。【再掲】
- ・学生の自治会活動、学園祭の開催、ボランティア活動など、近隣住民等とのつながりを深める学生の取組を支援し、地域への愛着を醸成する。

② 卒業後の取組

ア U・Iターンの促進

- ・本学におけるリカレント教育のあり方と合わせて、検討を行っていく。

イ 県内就職後の支援

- ・県内でもスキルアップが可能であることについて、学生に対して周知を行う。

(2) 教育研究成果の地域への還元

① 行政機関との連携

- ・行政機関の抱える地域課題について、県や関係機関と連携した共同調査・研究の実施について検討する。
- ・審議会等の委員活動や担当部局との意見交換を通して、自治体が行政施策を策定するに当たり、専門的見地から必要な助言を行う。
- ・アクションプランの実現に向け、行政機関との密接な連携及び本学の研究活動等のシーズとのマッチングを行ううえでの課題の明確化を図る。

② 関係機関との連携

- ・保健・医療・福祉関係機関の抱える課題について、関係先と連携して調査・研究を行う。
- ・アクションプランの実現に向け、関係機関との密接な連携及び本学の研究活動等のシーズとのマッチングを行ううえでの課題の明確化を図る。【再掲】

③ 研究成果の還元

- ・本学の教員及び大学院生の研究をまとめた紀要「山形保健医療研究」の投稿論文を随時募集し、採用された論文については、年1回冊子として発行するほか、機関リポジトリで随時公開する。
- ・研究成果の還元と教員の研究意欲の向上の関係について、本学における研究活動の促進・阻害要因の探究のなかで検討する。
- ・医療従事者講習会や公開講座、講演会などを積極的に開催し、研究成果の地域への還元を図る。また、より多くの方に参加していただけるよう早期の周知を実施する。

(3) 医療関係者へのリカレント教育の充実・強化

- ・看護実践研究センターの活動を通じた地元ナース事業（小規模病院等看護ブラッシュアッププログラム、フォローアップ研修、相互交流等）について、今までの実績と今日的ニーズや山形県看護協会との調整を踏まえた計画（日程、オンライン活用、内容）を立案し、実施する。参加者増に資するため、ウェブサイトやリーフレットを活用し地元ナース事業の全体像についての周知を図る。また、小規模病院等と協働した様々な発信を行う。
- ・小規模病院に限らないリカレント教育について、対象者のニーズと本学の資源と新しい発想を生かした方法・内容により企画・実施する。また、県と連携し母子保健コーディネーター研修会などの受託事業を行う。
- ・求められるリカレント教育を実施できる体制を整備し、看護、理学療法、作業療法の各分野における学内リカレント教育組織の構築に向けた検討などにより、本学リカレント教育の拡大を図る。
- ・小規模病院や診療所等に勤務する看護職を対象とした看護研究の指導や共同研究等を行う看護研究相談・支援事業を実施する。
- ・新規の病院等の利用促進のため、ウェブサイト等に事業実績や活用経験等を掲載する。また、地元ナース事業と協働し看護職が研究成果を共有できる機会を設ける。

(4) 県民への学びの機会の提供

① 多様な学びの機会の創出

- ・一般県民を対象とする公開講座を年4回開催する。会場の場所を気にすることなく自宅

から気軽に受講できる Zoom での開催を基本としつつ、6 月は会場を設置してオンラインと対面の両方で、10 月はオンラインと対面の両方又は対面で実施し、Zoom を利用できない方にも学びの機会を提供する。

② 学会等の開催

- ・令和 6 年の学術集会（日本ルーラルナース学会）開催に向けた準備に協力する。
- ・「東北シミュレーション医学医療教育研究会」を本学で開催する。

(5) 他大学との連携

- ・「大学コンソーシアムやまがた」や「山形県未来創造プラットフォーム」の活動案内を学生及び教職員へ周知し、引き続き事業へ参加する。
また、山形大学が進める「やまがた社会共創プラットフォーム」へ引き続き参画する。
- ・県外他大学との関係について、相互の資産を効果的に活用できる取組を継続して検討する。
- ・コロラド州立大学の教員を招聘し本学で、「作業療法国際比較論」の講義と、医療従事者向けのイブニングセミナーを実施する。また、同大学の学生も来学し、本学学生との交流も実施する。（作業療法学科 8 月に予定）

(6) 高等学校等との連携

① 高校生に対する取組

- ・令和 4 年度の評価を踏まえ、オープンキャンパスや看護体験セミナーを開催し、医療職の魅力や本学の特長を高校生に伝える。
- ・県と連携し、高校生の看護体験セミナーを企画・実施し、看護職の魅力を伝える。セミナーに卒業生等を講師として招くことも検討する。
- ・県内高校を訪問し、入試に対する反応や要望を収集し、本学の特長を紹介する。

② 小中学生に対する取組

- ・小中学生の授業の一環として、大学見学の依頼があるものは、可能な限り受け入れる。
- ・小中学生に働きかけるための他機関との連携方法を引き続き検討する。【再掲】

(7) 大規模災害等発生時の協力

- ・大規模災害が発生した場合に備え、防災訓練の実施等安全確保に向けた取組みを行うほか、教員による被災者支援や学生のボランティア活動など、状況に応じた対応を行えるよう、本学における支援体制の構築に向けた課題の整理、検討を進める。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 国際感覚の涵養

- ・国際交流に関する年間プログラムを策定し、国際交流協定校との相互交流を促進する。また、海外で活動する学生や専門職による講演や相互交流の機会を設ける。
- ・コロラド州立大学の教員を招聘し本学で、「作業療法国際比較論」の講義と、医療従事者向けのイブニングセミナーを実施する。また、同大学の学生も来学し、本学学生との交流も実施する。（作業療法学科 8 月に予定）【再掲】
- ・引続き、ネイティブの非常勤講師による科目を配置する。
- ・大学ウェブサイトや大学案内パンフレット英語表記版を必要に応じて更新し、国内外に広報する。
- ・入学から卒業までの間、国際的な教育内容に触れることができる様々な機会を確保する。

(2) 海外との交流促進

- ・米国コロラド大学及びコロラド州立大学からの研究者招聘や学生受け入れを通して教育研究交流を活性化する。
- ・米国コロラド大学及びコロラド州立大学との海外交流活動を継続的に支援する。

(3) 新たな国際交流の推進

- ・令和4年度に引き続き、学長や教員のネットワークを活用し、新たな国際交流先の確保を図るとともに、マサリク大学医学部との交流実施の具体的な検討を行い、実施に繋げていく。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 外部人材の登用

- ・理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員については、専門領域のバランスや男女委員比率にも配慮しつつ、それぞれ複数の外部有識者等を委嘱し、透明性の高い大学運営を行う。

(2) 学内委員会の見直し

- ・学内各種委員会において、審議目的や目標を明確にし、効率的な運営を進め、効果的な事業の実施に努めるとともに、運営状況の点検・評価を行う。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・学内の各種委員会における議論を踏まえ、改善すべき諸課題を整理、検討のうえ可能なものから速やかに実践する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

① 優れた教員の確保

- ・本学の教育研究等の一層の向上と活性化を図るため、教員業績評価を引き続き実施する。
- ・若手教員・G P 貢献者奨励制度を引き続き実施する。
- ・優れた研究成果等による大学のブランド力向上に向け、教員選考に関する諸規程及び基準に基づき、教員の任用を行う。

(2) 人材の活用

① 人事の活性化

- ・本学の教育研究等の一層の向上と活性化を図るため、教員業績評価を引き続き実施する。

【再掲】

② 教育・研究活動の活性化

- ・FD・SDの企画にあたり、教育・研究を推進する方法及び基盤となる事項について広い視座から検討し、教職員の能力・資質の向上に相応しいテーマを設定する。
- ・教員業績評価制度及びG P 貢献者・若手教員奨励制度を引き続き実施する。
- ・退職教員の本学における経験を生かした、教育・研究の場面で協力体制について、引き続き強化を図っていく。
- ・教育や研究能力の向上を図るため、一定の制限内で実践活動や地域貢献活動を行う。

③ 事務職員の能力・資質向上

- ・事務局職員の法人採用職員へ切替えについて、円滑な移行が行えるよう検討を進める。
- ・外部研修やオンライン研修の活用など、事務局職員の課題解決能力や業務遂行能力の向上に向けた研修機会の確保について検討するほか、効果的なOJTを推進する。また、プロパー職員については、将来を見据えた適切な配置により、幅広いスキルアップを図る。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- ・引き続き、各事業や業務の洗い出しを行うとともに、現行の規程改正などを必要としない合理化については見直しを行い、規程改正等が必要とされる合理化も積極的に検討する。
- ・外部処理委託（アウトソーシング）の推進や反復作業におけるRPAの活用検討など、事務の簡素化・効率化に向けた検討を進める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 弾力的な予算編成・執行

- ・予算編成に際して、大学の持続的発展に向け計画的な編成を行うとともに、社会情勢の変化等に対応するため、強化すべき事業等に重点配分を行う弾力的な予算編成の仕組みを導入する。

(2) 自己収入の確保

- ・授業料収入について、滞納が発生した場合は原因を調査し速やかな解決に努める。
- ・財務内容の改善の視点、適正な受益者負担の観点から、各種講座など自主事業における参加者負担金徴収など先行事例を把握し、多様な収入の確保に向けた検討を進める。

(3) 大学基金造成の検討

① 基金造成の検討

（令和4年度に基金設置につき 達成）

② 基金の継続的な運営

- ・新たな基金の安定的な運営について、産業界や卒業生等に対する寄付の募集、ふるさと納税制度の活用や奨学寄附金制度の創設等について、先行事例を情報収集し研究する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) コスト削減意識の徹底

- ・事務事業について、前例踏襲を改め、絶えず費用対効果の観点から企画・実施するよう、継続的に全職員へ呼びかけコスト意識を喚起する。
- ・教務事務システムの導入にあたり、関連事務の見直しを併せて行う。

(2) 事務経費の削減

- ・空調設備の運転スケジュールについて、学生の学修環境やSDGsの推進にも配慮しながら適切な温度管理に努め、柔軟な空調設備の運転と電気等使用量縮減の両立を図る。
- ・全館LED化の早期実現に向け、予算の獲得に務める。
- ・電力供給契約にあたり、SDGsの観点から比較検討を行い、燃料費が高騰を続ける中における経費節減と併せて総合的に検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 計画的な施設等の維持管理

- ・健全な教育・研究環境を維持・確保するため、日常的な施設・設備の見回り・点検を実施し、不具合箇所等については、緊急性の高いものから計画的に更新・修繕を行うよう県と協議し、必要な予算の確保に努める。
- ・その他の整備等についても、緊急度、費用対効果をもとに優先順位を明確にして実施する。

(2) 環境負荷及びコストの低減

- ・新たな機器の導入や消耗品の調達にあたっては、グリーン購入やリサイクル製品の活用など、SDGsの推進に最大限配慮した選定を行う。

(3) 手許資金の運用

- ・手許資金については、金融機関等からの情報収集に努め、「資金管理方針」に基づき、安全性を確保しながら効率的な運用を図る。
- ・施設の有効活用の観点から、施設利用の有料化等、収益確保に向けた仕組みを検討する。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価内容の見直し・改善

- ・法人の業務運営や教育研究活動全般の改善に資するよう、自己点検・自己評価における点検・評価項目の設定や実施手法について、より客観的な視点から実施できる方法の導入について検討する。

(2) 内部質保証の充実

- ・令和5年に実施される認証評価機関（一般財団法人大学教育質保証・評価センター）による認証評価について、適切に対応していく。

(3) 評価結果の公表

- ・評価結果については、本学ウェブサイトや一般社団法人公立大学協会のウェブサイトにおいて公表する。

2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 広報の強化

- ・リニューアルした本学ウェブサイトについて、サイトコンテンツの充実のため継続的な更新と、タイムリーな情報発信を行う。
- ・本学に所属する学部生・大学院生・教員の研究成果、学生活動、社会貢献活動、その他本学に関わるイベント等について、大学公式ツイッターやウェブサイト、プレスリリース等を通じてその情報をタイムリーに広く内外に発信する。
- ・ラジオ、新聞等、メディアに対して積極的に働きかけ、パブリシティに効果的に取り組む。

(2) 多様な機会の活用

- ・対面のオープンキャンパスやの希望が強いことから、内容や方法を検討の上実施する。
- ・Web オープンキャンパスの内容を更新し、高校生が必要な情報を得やすいように見直す。
- ・本学の特徴を効果的にPRする。【再掲】

3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 積極的な情報公開

- ・大学の運営等に関する基本的な事項について、本学ウェブサイトにおいて積極的かつタイムリーに公表する
- ・本学に所属する学部生・大学院生・教員の研究成果、学生活動、社会貢献活動、その他本学に関わるイベント等について、大学公式ツイッターやウェブサイト、プレスリリース等を通じてその情報をタイムリーに広く内外に発信する。【再掲】
- ・リニューアルした本学ウェブサイトについて、サイトコンテンツの充実のため継続的な更新と、タイムリーな情報発信を行う。【再掲】

(2) 適切な管理

- ・情報公開制度や個人情報保護制度（R5においては「改正個人情報保護法」）に関する理解を深め、関係法令や学内規定に基づき適切に対応する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 危機管理体制の充実強化

- ・近年の自然災害の多発・激甚化の状況を踏まえ、必要に応じて危機管理に関する関係規程や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、災害発生時に備えた防災訓練を実施する。
- ・学生が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、警察や関係機関と連携を図り、学生に対して通知による注意喚起や特別講義等による意識啓発を行う。また、成人年齢の引下げに応じ、必要な意識啓発を行う。
- ・学内における事故や犯罪による被害の未然防止を図るため、大学構内及び周辺の防犯・安全対策の状況を日常的に点検・確認する。
- ・災害発生時は、学生及び教職員の安否確認、適切な避難等に向け、定期的な訓練を実施するとともに、安否確認システムの有効な活用を図る。
- ・管理の必要な薬品や医療機器、医療器材を把握し、安全に管理する。

(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持

- ・職員の健康管理のため、定期健康診断をはじめとする各種の取組みを行う。
- ・国に新型コロナウイルス感染症の感染症5類化に伴う取扱いの緩和後にあっても、施設実習科目を多く有することから、臨機応変に対応していく。
- ・学生相談室、担任教員や保健室嘱託職員等による学内の相談体制に加え、臨床心理士の資格を持った学外カウンセラーを配置し、学生からの相談に応じる。【再掲】
- ・担任教員が学生の不安や悩み事について、年度当初や定期的に学生と面談する機会を設け、速やかに必要な支援を行う。【再掲】
- ・学生の安全確保・健康維持について、現状の課題を定期的に学科で集約し、大学が行うべき内容を整理する。

(3) 情報資産のセキュリティ確保

- ・セキュリティについて、新入生向けの学内ネットワークのオリエンテーションや学内全体への注意喚起を通して意識向上を図る。
- ・情報セキュリティポリシーを情報セキュリティインシデント発生時により迅速かつ円滑な対応を図れる内容にするとともに、クラウドなど新たなサービス等の利用を前提とし

た改正内容を検討し、改正する。

- ・メールや掲示板、クラウドストレージなどの利用の際の認証に必要な要素を増やし、不正アクセスへの対応を強化するため、認証要素追加に向けたスケジュールや課題等の整理を行う。
- ・専門家によるチェック体制構築に向けた検討を行う。

2 人権に関する目標を達成するための措置

- ・学生及び教職員に対し、ハラスメントに係る研修会を実施するとともに、学生を対象にハラスメントに関するパンフレットを配付する。
- ・ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント相談員による迅速かつ組織的な対応を行い、問題の解決を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) コンプライアンスの徹底

- ・すべての教職員及び学生に対して、機会を捉え関係法令の遵守について啓発を図る。

(2) 不正防止対策の強化

- ・研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の新たな動向を踏まえた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策を推進する。【再掲】
- ・被験者及び研究者保護を徹底するため、学外の有識者を含めた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。【再掲】

(3) 監査の活用

- ・外部監査員による定期監査や科研費に対する内部監査の実施により、適正な事務処理や不正の未然防止を図るとともに、監査結果について教職員が情報の共有化を図ることで、業務の改善につなげる。

4 SDGs (持続可能な開発目標) への取組に関する目標を達成するための措置

- ・本学におけるSDGsに関する取組を対外的に示すため、SDGsバッジの着用を推進する。
- ・各科目担当者の可能な範囲において、学生にSDGsについて周知を行うとともに、理解し、行動できるような内容を授業に取り入れる。
- ・SDGsをテーマとしたFD・SD研修会開催に関する教職員のニーズを検討する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む）。収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	800,613
補助金	150
自己収入	274,827
授業料等収入	260,838
その他の収入	13,989
受託研究等収入	6,873
目的積立金取崩	31,065
計	1,113,528
支出	
業務費	994,703
教育研究経費	302,244
人件費	692,459
一般管理費	62,200
施設・設備整備費	49,752
受託研究等経費	6,873
計	1,113,528

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

2 収支計画（令和5年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	1,088,360
業務費	997,381
教育研究経費	298,049
受託研究費等	6,873
人件費	692,459
一般管理費	61,999
その他費用	429
減価償却費	28,551
収入の部	1,088,360
運営費交付金収益	769,894
補助金収益	150
授業料収益	212,743
入学料収益	42,324
入学考査料収益	5,771
受託研究等収益	6,873
その他の収益	13,989
資産見返運営費交付金等戻入	27,398
資産見返寄附金戻入	1,153
目的積立金取崩	8,065

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

3 資金計画（令和5年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	1,270,812
業務活動による支出	1,048,814
投資活動による支出	53,719
財務活動による支出	10,995
次年度への繰越金	157,284
資金収入	1,270,812
業務活動による収入	1,082,463
運営費交付金による収入	800,613
補助金による収入	150
授業料等による収入	260,838
受託研究等による収入	6,873
その他の収入	13,989
前年度からの繰越金	188,349

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画	予定額（千円）	財源
教育研究機器の整備	26,752	運営費交付金
	23,000	目的積立金

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし